R06（2024）11　改定様式

令　和　８・９　年　度

委託設計書

業務名　　札苗北中学校増築ほか工事周辺調査

札苗北中学校増築ほか工事周辺調査委託仕様書

1　一般事項

(1)　業務名：札苗北中学校増築ほか工事周辺調査

(2)　業務場所：札幌市東区東苗穂10条3丁目645-3周辺

(3)　履行期間：契約書に示す着手の日から令和10年2月29日まで

2　調査項目

(1)　振動・騒音調査

3　調査内容

(1)　調査対象作業　【監督日数：３（日）】

調査は次の各作業時に指定した点について実施する。

・（増築工事）杭打設時　　Ａ点（令和８年度）

・　　根切作業時　　Ａ点（令和９年度）

・　　外構工事時　　Ａ点（令和９年度）

(2)　調査地点　【調査地点数：１（地点）】

調査地点は、調査位置図に示す道路敷地境界線を起点とする測線を引く事とする。

測線の測点数は、以下の通りである。

・Ａ点　０ｍ地点（Ａ－１）　２０ｍ地点（Ａ－２）

(3)　調査回数　【現地測定数：３（日・地点）】

調査回数は、１地点あたり４測点（振動調査２測点、騒音調査２測点）とし、対象作業毎に１回（１日）実施するものとする。

また、工事振動の影響の少ない昼休み等を利用して、暗振動を測定するものとする。

(4)　調査方法

調査は、ＪＩＳ　Ｚ　８７３５「振動レベル測定方法」及びＪＩＳ　Ｚ　８７３１「環境騒音の表示・測定方法」に基づき実施する。

(5)　調査結果

調査結果は、次の内容を成果品振動・騒音調査報告書に記載する。

ア　振動・騒音測定結果表

イ　振動・騒音距離減衰

ウ　法規制との比較

エ　周辺家屋及び住民への影響評価

4　計画書及び報告書の作成・提出

上記「3　調査内容」を踏まえ、計画書及び報告書の作成し、本市担当者の承諾を得ること。また、以下の内容に留意すること。

(1)　調査位置、調査方法、調査日時、調査状況等を明確にし、記録すること。

(2)　履行期間における打合せ内容を「打合せ記録簿」として作成し、報告書に綴ること。

(3)　成果品一式の提出部数

ア　各報告書　２部

イ　成果品の電子記録　１部

(4)　成果品の提出先

札幌市都市局建築部建築工事課

5　部分完了

(1)　令和８年度に行う杭打設時の調査は令和９年３月19日までに完了し、当該部分の報告書、成果品を担当職員に提出すること。

(2)　部分完了の際は出来高調書を作成し、部分完了届と共に担当職員に提出すること。

6　その他

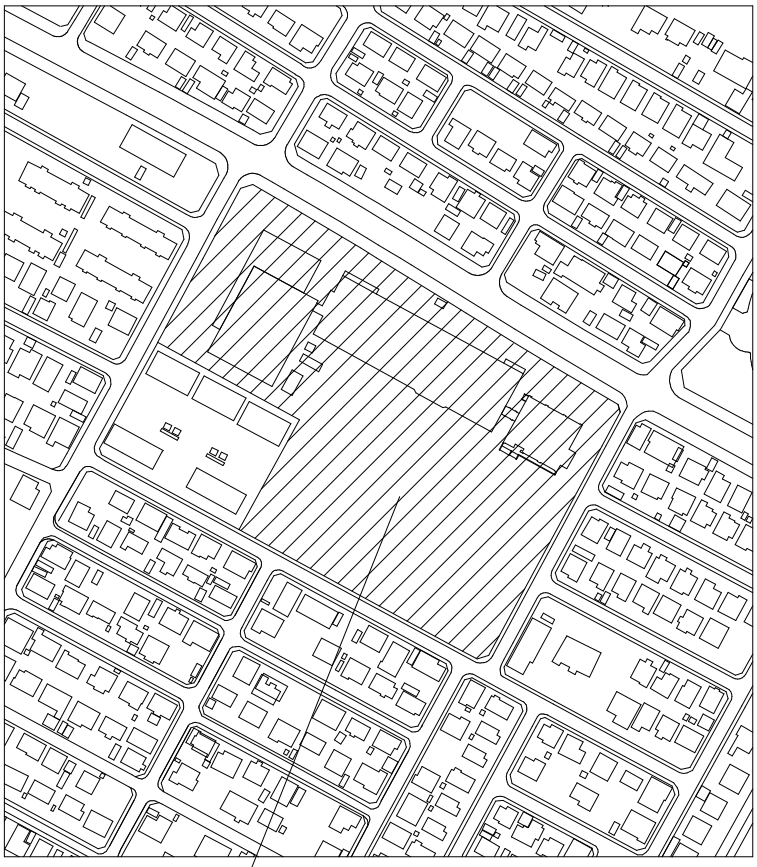
(1)　地元住民に迷惑をかけないよう責任をもって調査を行うこと。

(2)　本市担当者とは、連絡・打合せなどを綿密に行うこと。

(3)　調査にあたり「土地立入証（身分証明証）交付願」を本市に申し入れ、「身分証明書」及び「従事者心得」の交付を受け、常に携帯し調査を行うこと。また、調査者に変更が生じた場合は、交付願により変更者分の交付を受けること。

調査位置図

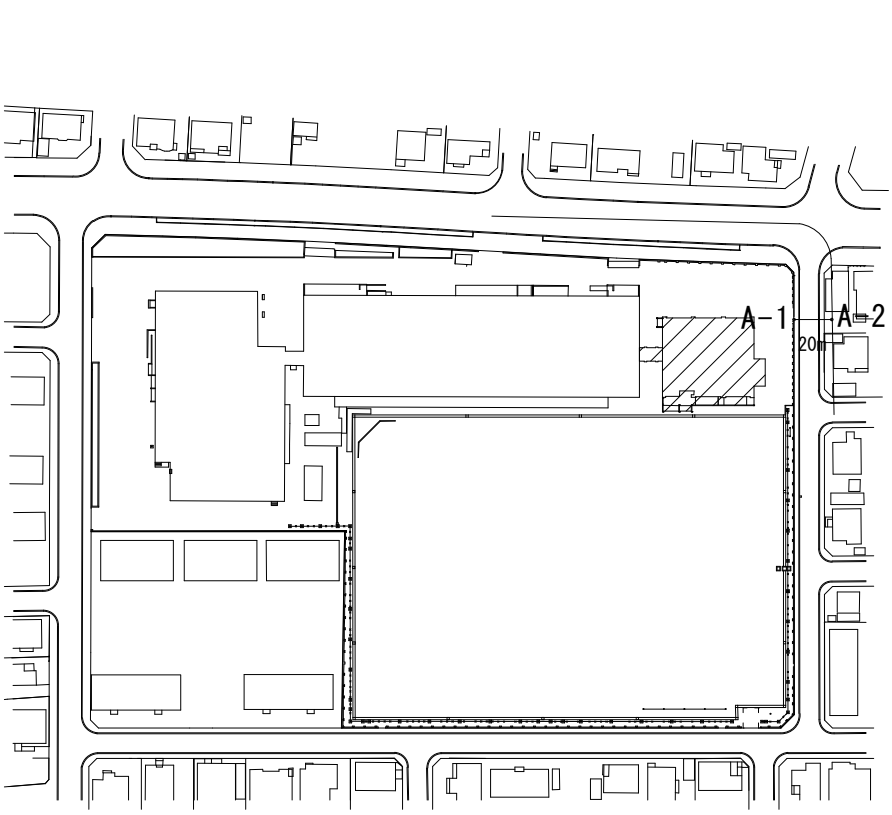
付近見取図



凡例：工事敷地

業務場所：札幌市東区東苗穂10条3丁目645-3周辺

配置図



凡例：工事対象建築物

騒音・振動測定側線（R8：杭打設時、R9：根切作業時、外構工事時）

令和8･9年度

委　託　料　算　出　書

業　務　名　　札苗北中学校増築ほか工事周辺調査

業 務 委 託 内 容 説 明 書

１．業 務 名 称	札苗北中学校増築ほか工事周辺調査	
２．業 務 場 所	札幌市東区東苗穂10条3丁目645-3周辺	
３．総 委 託 料	金	円 也
委 託 料	金	円 也
消費税等相等額	金	円 也
４．完 了 期 限	契約書に示す着手の日から令和10年2月29日まで	
５．委 託 内 容	振動・騒音調査	

札幌市都市局建築部

名　　称	規　　格	単位	数　量	単　価	金　　額	摘　　要
総括内訳表						
A . 家屋調査		式	1			
B . 振動・騒音調査		式	1			
小　計						
委託料合計						
消費税等相当額		式	1			
総委託料						

名　　称	規　　格	単位	数　量	単　価	金　　額	摘　　要
A . 家屋調査						
計画準備						
現地踏査		業務	0			
現地調査						
直接人件費計						
材料費等		式	0			
旅費交通費		式	0			
直接経費計						
その他原価		式	0			
業務原価計						
一般管理費等		式	0			
業務価格						

名　　称	規　　格	単位	数　量	単　価	金　　額	摘　　要
B．振動・騒音調査						
計画準備						
打合せ協議	中間打合せの回数1回	業務	1			
現地踏査		業務	1			
実施計画書の作成		業務	1			
現地測定						
監督		日	3			
現地準備		箇所	2			
現地測定	１地点（２測線４測定箇所）	日・地点	3			
据付及び後片付け		箇所	6			
一次整理						
振動レベル		資料	6			
騒音レベル		資料	6			
二次整理						
振動レベル		資料	6			
騒音レベル		資料	6			
観測資料とりまとめ		業務	1			
直接人件費計						
機械経費						
機械器具損料	振動レベル計	日・台	6			
機械器具損料	騒音計(普通型)	日・台	6			
機械器具損料	レベルレコーダ　2ch	日・台	6			
機械経費計						
直接経費						
旅費交通費		式	1			
直接測量費計						
諸経費		式	1			
業務価格						

個人情報の取扱いに関する特記事項

（工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等用）

（個人情報の保護に関する法令等の遵守）

第１条　受注者（受託者）は、本工事（業務）を施工（履行）するに当たって個人情報を取扱うこととなった場合は、「個人情報の保護に関する法律」（平成１５年法律第５７号。以下「個人情報保護法」という。）、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（以下「事務対応ガイド」という。）、「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

（管理体制の整備）

第２条　受注者（受託者）は、個人情報（個人情報保護法第２条第１項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（管理責任者及び従業者）

第３条　受注者（受託者）は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）により発注者（委託者）に報告しなければならない。

２　受注者（受託者）は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。

３　受注者（受託者）は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により発注者（委託者）に申請し、その承認を得なければならない。

４　受注者（受託者）は、従業者を変更する場合は、事前に書面により発注者（委託者）に報告しなければならない。

５　保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。

６　従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

（取扱区域の特定）

第４条　受注者（受託者）は、個人情報を実際に取り扱って事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）を定め、書面により発注者（委託者）に報告しなければならない。

２　受注者（受託者）は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により発注者（委託者）に申請し、その承認を得なければならない。

３　受注者（受託者）は、発注者（委託者）が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

（守秘義務）

第５条　受注者（受託者）は、本工事（業務）の施工（履行）に伴い直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

２　受注者（受託者）は、その使用する者がこの契約に係る事務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（下請契約（再委託））

第６条　受注者（受託者）が、本工事（業務）のうち、個人情報の取扱いに係る下請契約（再委託）をする場合には、あらかじめ発注者（委託者）に書面により申請し、発注者（委託者）から承諾を得なければならない。

２　受注者（受託者）は、前項の申請をする場合には、発注者（委託者）に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。

(1) 下請契約（再委託）先の名称
(2) 下請契約（再委託）する理由
(3) 下請契約（再委託）して処理する内容
(4) 下請契約（再委託）先において取り扱う情報
(5) 下請契約（再委託）先における安全性及び信頼性を確保する対策
(6) 下請契約（再委託）先に対する管理及び監督の方法

３　発注者（委託者）が第１項の規定による申請に承諾した場合には、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者（委託者）に対して下請契約（再委託）先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

４　発注者（委託者）が第１項及び第２項の規定により、受注者（受託者）に対して個人情報の取扱いに係る下請契約（再委託）を承諾した場合には、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先との契約において、下請契約（再委託）先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。

５　前項に規定する場合において、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先の履行状況を管理・監督するとともに、発注者（委託者）の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第７条　受注者（受託者）は、本工事（業務）を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

２　受注者（受託者）は、発注者（委託者）に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（個人情報の管理）

第８条　受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

(1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化すること。

(2) 組織体制の整備、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
(3) 従業者の監督を行うこと。
(4) 取扱区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
(5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

（提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）
第９条　受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報について、本工事（業務）以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

（受渡し）
第１０条　受注者（受託者）は、発注者（委託者）と受注者（受託者）との間の個人情報を含む書類等の受渡しを行う場合には、発注者（委託者）が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

（個人情報の返還、消去又は廃棄）
第１１条　受注者（受託者）は、本工事（業務）の終了時に、本工事（業務）において利用する個人情報について、発注者（委託者）の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。
２　受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者（委託者）に申請し、その承諾を得なければならない。
３　受注者（受託者）は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者（委託者）から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
４　受注者（受託者）は、前３項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
５　受注者（受託者）は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、発注者（委託者）に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

（定期報告及び緊急時報告）
第１２条　受注者（受託者）は、発注者（委託者）から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
２　受注者（受託者）は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

（監査及び調査）
第１３条　発注者（委託者）は、本工事（業務）に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者（受託者）及び下請負人（再委託者）に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

２　発注者（委託者）は、前項の目的を達するため、受注者（受託者）に対して必要な情報を求め、又は本工事（業務）の処理に関して必要な指示をすることができる。

（事故時の対応）

第１４条　受注者（受託者）は、本工事（業務）に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者（委託者）に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者（委託者）の指示に従わなければならない。

２　受注者（受託者）は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者（委託者）その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

３　発注者（委託者）は、本工事（業務）に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第１５条　発注者（委託者）は、受注者（受託者）が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する工事（業務）の全部又は一部を解除することができる。

２　受注者（受託者）は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者（委託者）に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第１６条　受注者（受託者）の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって発注者（委託者）に対する損害を発生させた場合は、受注者（受託者）は、発注者（委託者）に対して、その損害を賠償しなければならない。

【様式１－１】

個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書

（工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等用）

年　　月　　日

（会社名等）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（代表者氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

工事等名称：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

個人情報取扱事務について下記のとおり安全管理措置を実施することを申し出ます。

記

１　個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定

貴社の策定した個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順等をご記入ください。併せて、当該規程をご提出ください。

基本方針、規程及び取扱手順等を策定していない場合は、下記の記載欄に「契約書の特記事項を遵守する」旨の宣誓をしてください。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置

個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者を記入してください。上記１により提出した基本方針等に記載がある場合は不要です。なお、付箋等で該当箇所をご教示願います。

（総括保護管理者）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（保護管理者）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□基本方針等に記載がある（該当する場合は□欄にチェック）

３　従業者の指定及び監督

(1) 当該案件に従事する従業者を記載してください。※該当する□欄にチェック

□　従事者名簿

所　属	役　職	氏　名	秘密保持誓約
			□誓約書を徴した
			□誓約書を徴した
			□誓約書を徴した
			□誓約書を徴した

※上記名簿が足りない場合は、同様の様式で別途作成し提出してください。

※下記３(2)において個人情報秘密保持誓約した場合は、秘密保持誓約欄の□欄にチェックしてください。

(2) 従業者の秘密保持に関する事項が明記されている書類をご提出ください。該当する書類がない場合は、本案件に該当する各従業者から、当該案件において知り得た個人情報についてその秘密を保持する旨の誓約書を徴し、上記３(1)従事者名簿に徴したことを記載してください。

4　管理区域の設定及び安全管理措置の実施

設定した管理区域の名称（事務所名等）についてご記入ください。また、当該区域の施錠装置の有無について、当てはまるものの□欄にチェックをしてください。施錠装置が無い場合は、代替となる安全管理措置についてその他欄にご記入ください。

・管理区域の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

施錠装置　　□　有り　　□　無し

その他（　　）

5　セキュリティ強化のための管理策

文書・電子媒体等について、その管理策で当てはまるものの□欄にチェックをしてください。その他の策を実施している場合は、具体的な策をご記入ください。

□　取り扱うことができる従業者を定めている。

□　セキュリティ対策ソフトウェア等を導入している。

□　施錠できる耐火金庫等に保管している。

□　電子データを保存する時は、暗号化又はパスワードを設定している。

□　その他

※具体的な策を以下にご記入ください。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

6　事件・事故における報告連絡体制

当該業務に関して、個人情報の漏洩、滅失又は毀損等の事件や事故が発生した場合の本市への連絡を行う責任者の氏名を記入してください。連絡責任者は、総括保護管理者又は保護管理者と同一の者でも構いません。

（連絡責任者）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

7　情報資産を持ち運ぶ際の保護体制

情報資産を持ち運ぶ際の保護体制についてご記入ください。貴社の保護体制が各項目の内容に合致している場合は、□欄にチェックをしてください。なお、その他の対策を実施している場合は、対策をご記入ください。

□　情報資産を持ち運ぶ場合は、施錠した搬送容器等を使用している。

□　複数人で持ち運ぶこととしている。

□　その他の盗難及び紛失対策を実施している。

※対策を以下にご記入ください。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【様式５】

個人情報取扱状況報告書

（工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等用）

年　　月　　日

札幌市長　　様

住　所
会社名
代表者名

個人情報の取扱いに関する特記事項に基づき実施している安全管理対策の実施状況について下記のとおり報告いたします。

記

受託業務名
受託期間
対象期間
安全管理対策の実施状況
１　当該業務において、標記特記事項に従い、安全管理対策を適切に実施しています。また、個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書（工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等用）の提出時点からの変更有無等について、以下のとおり報告いたします。 (1) 従業者の指定及び監督（変更なし・変更あり） (2) 管理区域の設定及び安全管理措置の実施（変更なし・変更あり） (3) セキュリティ強化のための管理策（変更なし・変更あり） (4) 事件・事故における報告連絡体制（変更なし・変更あり） ○（発生した場合）事件・事故の状況： (5) 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制（変更なし・変更あり） ○（実績ある場合）概要： (6) その他個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書（工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等用）からの変更（なし・あり） ２　その他特記事項等